

石川町TV等を活用したプロモーション業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「石川町TV等を活用したプロモーション業務」（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するにあたり、本業務の実施効果の最大化に寄与するため、この要領の定めるところにより、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 件名

石川町TV等を活用したプロモーション業務

(2) 業務内容

① TV等のデジタルコンテンツを活用したプロモーション

② 業務実施報告

※ 詳細は「企画提案仕様書」を参照のこと。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 本業務に係る一切の費用を含んだ価格提案とすること。

※ 上記提案上限額を超える提案は受け付けない。

※ 上記提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

3 契約の方法

契約の方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された企画提案書等について、本町関係者で構成する石川町TV等を活用したプロモーション業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査し、随意契約の契約候補者を選定する。

4 参加資格

本プロポーザルの参加事業者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない

いこと。

- (3) 参加申込日において、行政庁及び自治体から指名停止処分等を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (5) 役員等が石川町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。

5 スケジュール

(1) 全体スケジュール（予定）

令和8年									令和9年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		公告		事業実施							
		受付 プロポ									
			契約								事業 報告

(2) プロポーザルに係るスケジュール

手 続 等	期 日	留意事項
公募型プロポーザル公募開始	令和 8 年 6 月 17 日（水）	ホームページ公開
質問書の受付期限	令和 8 年 6 月 26 日（金）	
質問の回答期限	令和 8 年 7 月 1 日（水）	
参加申込書等の提出期限	令和 8 年 7 月 9 日（木）	
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 16 日（木）	
プレゼンテーション審査	令和 8 年 7 月 30 日（木）	※予定 詳細は別途通知
審査結果通知	令和 8 年 7 月 30 日（木）	書面及びホームページ公表
契約締結	令和 8 年 8 月上旬	

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期間

令和 8 年 6 月 17 日（水）から令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出方法

質問書（様式 1）により、電子メールにて「16 事務担当」に提出

(3) 回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、質問を受理した日から質問書の回答期限までに町ホームペ

ージに掲載する（質問事業者名は非公表）こととし、質問者への個別の回答メールは送付しない。なお、質問に対する回答は、この実施要領及び仕様書等の追加又は訂正とみなす。

7 参加申込書等の提出

(1) 提出期間

令和8年6月17日（水）から令和8年7月9日（木）まで

※ 持参提出の場合の受付時間は、土・日曜日、休日を除く午前8時30分から午後5時

(2) 提出先

「16 事務担当」

(3) 提出方法

データを記録したCD・DVD等による提出又は電子メール等によるデータ送信

(4) データ形式

データ形式はすべてPDF形式とする。押印を要する様式は、押印後にスキャニングによりPDF化したデータとする。

(5) 提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式2）

② 事業者概要書（様式3）

③ 業務従事予定者実績調書（様式4）

④ 類似業務実績調書（様式5）

⑤ 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式6）

⑥ 法人又は個人に関する証明書等（いずれも発行から3か月以内の原本）

※ 令和8年度石川町入札参加資格者名簿に登録されている者は、次の各証明書の提出を省略することができる。

・法人の履歴事項全部証明書

・印鑑証明書

・国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）について未納がないことの証明書

・都道府県税、市町村税について未納がないことの証明書

⑦ 〔支店・営業所の場合〕本社の委任状（任意様式）

8 企画提案書等の提出（複数案の提出可）

(1) 提出期間

令和8年6月17日（水）から令和8年7月16日（木）まで

※ 持参提出の場合の受付時間は、土・日曜日、休日を除く午前8時30分から午後5時

(2) 提出先

「16 事務担当」

(3) 提出方法

データを記録した CD・DVD 等による提出又は電子メール等によるデータ送信

(4) データ形式

データ形式はすべて PDF 形式とする。押印を要する様式は、押印後にスキャニングにより PDF 化したデータとする。

(5) 提出書類等

- ① 企画提案書提出届（様式 7）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 業務工程表（任意様式）
- ④ 業務実施体制表（任意様式）
- ⑤ 見積書（様式 8）

(6) 企画提案書作成要領

企画提案書は、以下の構成を目安に任意の様式で作成すること。記載順序は自由とするが、必要な情報が網羅されていること。

章	項目	内容
1	事業の理解と方針	目的に対する理解と基本方針・コンセプト
2	企画・プロモーション計画	具体的なターゲット設定、コンテンツ内容、メディア戦略
3	効果	KPI 設定、事業終了後の効果の持続性・波及性
4	実施体制・リスク管理	チーム体制、炎上対策、住民・事業者との調整方法
5	工程管理・経理処理	履行スケジュール、交付金適正執行への対応方針
6	事業規模・費用対効果	事業の規模とその費用対効果

9 辞退

本プロポーザルへの参加申込み後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 9）を提出すること。なお、辞退後の再度の参加は認めない。

10 書類審査

参加申込者が 3 者を超えるときは、提出のあった書類により審査を行い、プレゼンテーションを実施する上位 3 者を選定する。書類審査をしたときは、選定後速やかにすべての参加申込者へ結果を電子メールにより通知する。なお、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

11 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日 令和8年7月30日(木) ※予定
- (2) 場所 別途指定する場所とする。
- (3) 持ち時間 準備、質疑応答を含め、1提案者あたり45分程度とし、説明時間は30分とする。
複数提案の場合も同様とする。
- (4) 参加人数 3名まで
- (5) その他
 - ① 事前に提出される書類以外の資料を用いてのプレゼンテーションは認めないものとする。プレゼンテーションにおいて動画を使用する場合は、提案書の提出期限までに動画データを提出すること。
 - ② 必要に応じマイク、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは当町で準備する。PC及び電源ケーブルその他プレゼンテーションに必要なものは参加者が準備すること。
 - ③ PCの市内のネットワークへの接続は許可しないため、素材等についてはスタンドアロンのPCに格納するなどの措置を講じておくこと。なお、Wi-Fiルーター等の通信端末の持ち込み、使用は認めるものとするが、通信環境を保証するものではないことに留意すること。

12 選定方法等

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションの内容の審査を経て、最も評価点数の高い者を優先交渉権者、次に評価点数の高い者を次順位者として選定する。なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。
- (2) 企画提案者が1者であっても審査を実施し、その提案内容が選定基準を満たすと認められる場合は、優先交渉権者として選定する。
- (3) 評価点数の合計が同点となる提案が複数ある場合は、提案額の安価な方を提案した参加者を上位とする。
- (4) プロポーザル参加者が1者の場合であっても、総合得点が6割以上と評価される場合には、この公募型プロポーザルは成立するものとする。
- (5) 評価項目、評価事項及び配点の目安はおおむね次のとおりとする。

評価項目		評価事項	配点
業務実績		事業者及び業務従事予定者の本業務に係る知見、経験	10点
提案内容	事業の理解と方針	・本業務の目的を十分に理解し、的確な方針・コンセプトとなっているか。(10点)	85点
	企画 プロモーション計画 効果	ターゲットの選定、ターゲットへの適合性、コンテンツの創造性・独自性、メディア戦略の手法、それらにより期待できる効果とその持続性・波及性を総合的に評価(25点)	
	実施体制 リスク管理	・円滑に業務を遂行できる業務実施体制となっているか。(5点) ・炎上リスクを予見し、事前に排除する体制があるか。ネガティブな反応への対応策が明確か。(5点) ・町民・事業者との信頼関係を構築し、円滑な撮影・取材を行う調整力があるか。(5点)	
	工程管理 経理処理	・業務工程は現実的かつ合理的なものか。(5点) ・交付金の適正な執行に対応できる経理処理体制となっているか。(5点)	
	事業規模 費用対効果	・全国放送や大規模な再生回数、様々なコンテンツの組合せなど、事業の規模感とその費用対効果(コストパフォーマンス)を総合的に評価(25点)	
見積		見積額の妥当性	5点
合計			100点

13 失格事項

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽があった場合
- (3) 本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与えるような行為をした場合

14 委託契約

- (1) 優先交渉権者と委託契約締結に向けた協議により業務内容を決定し、仕様書を調整した上で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を行う。
- (2) 優先交渉権者の決定をもって、提案書等に記載された内容を契約内容として承認するものではない。
- (3) 契約締結にあたっては、石川町財務規則（昭和 58 年規則第 17 号）第 97 条の規定により契約代金の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として納付しなければならない。なお、石川町財務規則第 99 条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 石川町財務規則第 101 条は適用しない。
- (5) 優先交渉権者との委託契約締結に向けた協議が整わないとき、又は優先交渉権者が契約締結の時点において行政庁及び自治体から指名停止処分等を受けているときは、本業務委託に関する契約は締結しない。その場合、次順位者を優先交渉権者として繰り上げる。

15 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加・提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。また、やむを得ない理由により本プロポーザルを中止することがあるが、この場合であっても、本プロポーザルに要した費用を当町に請求することはできない。なお、本業務は福島再生加速化交付金を活用した事業であるため、万一、当該交付金申請が不採択となった場合もやむを得ない理由に含むものとする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 当町において、提出された書類は本業務以外の目的に使用しない。
- (4) 提出された書類は、石川町情報公開条例（平成 14 年条例第 22 号）の規定により、第三者より開示請求があった場合には開示するものとする。ただし、同条例第 7 条に規定する不開示情報についてはこの限りでない。
- (5) 通信、郵便等に関する事故については、当町はいかなる責任も負わない。
- (6) 本プロポーザルに関する異議申し立ては一切受け付けない。

16 事務担当

石川町役場 企画政策課 企画係（担当：佐久間、中村、鈴木）

所在地：〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保 185 番地の 4

電 話：0247-26-9114 F A X：0247-26-0360

メールアドレス：kikaku@town.ishikawa.fukushima.jp